

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

59 権利擁護のための仕組み (福祉局地域包括ケア推進課)

記憶力や判断力が衰えてくると、生活費の管理がうまくできなくなったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされるなどの問題が出てくる場合があります。認知症高齢者など判断能力の低下した人の権利を守るための仕組みを紹介します。

1 成年後見制度

(1) 法定後見制度

判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、判断能力の程度に応じて、家庭裁判所の定めた法定後見人(成年後見人、保佐人、補助人)によるさまざまな援助を受けられます。

- ・申立てをする裁判所:福岡家庭裁判所本庁(後見センター) TEL 981-9606
- ・申立てできる人:本人、配偶者、4親等内の親族

※申立てをする人がいない場合は、市長が行うことができます。

(2) 任意後見制度

判断能力が不十分になったときに備えて、自分が信頼できる人とあらかじめ任意後見契約を結んでおき、将来契約内容に応じた支援を受けられる制度です。

契約の内容は本人の希望に応じて設定できます。例えば、金銭や財産の管理、介護サービスの選択、施設の入所契約などです。

- ・窓口

福岡公証役場:中央区舞鶴3丁目7-13 2階 TEL 741-0310 FAX 741-0540

博多公証役場:博多区博多駅前3丁目25-24 3階 TEL 432-6680 FAX 432-6681

TEL 400-2560

○成年後見制度の類型

	(1)法定後見			(2)任意後見
	補助	保佐	後見	
対象者	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が全くない人	現在は問題がないが将来に備えたい人
家庭裁判所への申立権者	本人、配偶者、4親等内の親族、市長			本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者(契約した相手方)
支援者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

2 日常生活自立支援事業(福岡市社会福祉協議会あんしん生活支援センター)

福岡市社会福祉協議会では、福祉サービスの利用や日常金銭の管理など日常生活に必要なことが、判断能力が十分でないため一人では行うことに不安がある在宅の高齢者や障がい者に代わって、手続の援助や代行、利用料の支払いなどを行います。

- (1) 事業内容
 - (2) 問い合わせ
- } (詳細は P68 参照)

3 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない認知症高齢者などについて、市長が後見開始などの申立てを行うことにより、後見人による財産管理や身上保護などの支援を行います。

また、費用負担が困難な方について、後見人報酬の助成を行います。

【問い合わせ先】 各区保健福祉センター地域保健福祉課(P132 参照)

4 権利擁護のための相談窓口

(1) 福岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター あいゆう

実施団体:福岡県弁護士会

事業内容:法律相談、介護・福祉支援、成年後見制度(任意後見契約含む。)の利用、財産管理支援、相続、遺言、人権侵害対応、弁護士による無料相談(電話相談後、必要があれば初回無料の出張相談可)

相談日:火曜日、金曜日 午後1時～午後4時(弁護士が直接電話を受けて相談対応)
月曜日～金曜日 午前10時～午後4時(センターで受付後、弁護士から折り返しの電話相談)

連絡先:TEL 724-7709 FAX 724-7709

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5丁目14-12 南天神ビル2階(天神弁護士センター内)

(2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくおか

実施団体:福岡県司法書士会

事業内容:法律相談、成年後見制度の利用、人権侵害対応、高齢者等電話無料相談

相談日:月曜日～金曜日 午後1時～午後3時

連絡先:TEL 738-7050 FAX 738-1660

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目2-23(福岡県司法書士会館内)

(3) 権利擁護センターぱあとなあ福岡

実施団体:公益社団法人福岡県社会福祉士会

事業内容:成年後見制度の利用にかかる相談支援

相談日:月曜日～金曜日 午前9時半～午後5時

連絡先:TEL 483-2941 FAX 483-3037

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目9-12 アイビーコートⅢビル5F

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

60 日常生活自立支援事業 (福祉局地域福祉課)

判断能力が十分でない人を対象に、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や、日常金銭の管理などを有料で行います。

1 内容

(1) 福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談
- ② 福祉サービスの利用申込みや手続きの同行、代行など
- ③ 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- ④ 苦情解決制度の利用援助

(2) 日常的金銭管理

- ① 年金、手当の受領確認
- ② 日常的な生活費に要する預貯金の払戻し
- ③ 医療費・公共料金・税金などの支払い
- ※ 不動産の管理・処分や高額な金銭の取扱いは行いません。

(3) 書類などの預かりサービス

通帳・年金証書・権利書・契約書・保険証書などをお預かりします。

2 対象者

市内に居住し、判断能力が十分でない人(ただし、契約が結べる状態にあること。)

3 費用(自己負担)

- (1) 福祉サービス利用援助 } 利用1回につき 1,000 円
- (2) 日常的金銭管理 }
- (3) 書類などの預かりサービス 年間 3,000 円

※ 生活保護受給者は原則免除

4 利用方法

各区社協事務所へご相談ください。

【問い合わせ先】

各区社協事務所(P136 参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

6 権利や財産を守るための支援

61 生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金）

（福祉局地域福祉課）

居住用の不動産を所有していても、年金や預貯金が少ないことで、生活に不安を感じている高齢者世帯のために、現在お住まいの土地と建物を担保に生活資金を低金利で貸し付けることにより、自立した在宅生活を支援します。

1 内容

一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産（土地）を担保として月々の生活資金を貸し付ける制度です。住居に引き続き住み続けることができ、貸付金は死亡時などの契約終了の際に一括償還となります。

※なお、マンションは対象となりません。

※実施主体：福岡県社会福祉協議会

2 貸付の内容

- (1) 限度額（総額）：土地の評価額の7割が基準（建物は評価の対象となりません）
- (2) 限度額（1月あたり）：30万円以内で契約により定める額
- (3) 金利（年利）：当該年度の4月1日の長期プライムレートと3%のいずれか低い方
- (4) 担保など：お住まいの土地と建物に担保権を登記することが条件です。
- (5) 保証人：推定相続人の中から、1人の連帯保証人が必要です。
- (6) 契約の終了：当該不動産に居住しなくなった場合、死亡の場合、破産・強制執行などの場合には、契約を終了し、償還の手続きに入ります。
- (7) 不動産の評価・登記などの費用は、資金の貸付を受ける人の負担となります。

3 対象者

次のいずれにも該当する低所得の高齢者世帯です。

- (1) 資金の貸付を受けようとする高齢者が単独で所有するか、または同居の配偶者と共有する不動産に居住していること。（同居の配偶者と共有の場合は、配偶者が連帯借受人になる必要があります。）
- (2) 居住している不動産に賃借権その他の利用権または抵当権その他の担保権が設定されていないこと。
- (3) 貸付を受けようとする高齢者の配偶者及び親（配偶者の親を含む。）以外の人が同居していないこと。
- (4) 原則として、世帯の構成員が65歳以上であること。
- (5) 世帯の構成員が、市民税非課税程度（均等割のみも可）の低所得であること。
- (6) 担保に供する不動産（土地）の評価額が1,000万円以上であること。

【問い合わせ先】

生活福祉資金受付センター（福岡市社会福祉協議会生活福祉課）

中央区荒戸3丁目3-39 市民福祉プラザ4階 貸付専用 TEL 791-5708

実施主体：福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金課 TEL 584-3641（直通）